



令和7年3月21日

指宿市長 打越 明司 様

指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会
会長 石塚 孔信

指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討について（答申）

令和6年7月8日付指総企第113号により受けた指宿市の魅力ある観光地づくりの財源検討について、当検討委員会で審議した結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 魅力ある観光地づくりの財源の導入の是非について
選んでもらえる、再び訪れたい観光地「指宿」の実現に向けた施策に要する費用に充てるための財源導入が必要である。
- 2 魅力ある観光地づくりの財源の導入の方法について
新たな財源の導入にあたっては、宿泊税が適当である。
なお、宿泊税の導入にあたっては、当検討委員会で審議した指宿市宿泊税の制度設計（別添）を尊重すること。
- 3 魅力ある観光地づくりの財源の導入に係る課題について
宿泊税の導入に際しては、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者の理解を得ることが重要であることから、宿泊税導入の目的、用途及び制度の丁寧な説明について、真摯に取り組むこと。

【答申理由】

観光産業は、宿泊業や旅行業、飲食業など裾野が広く、指宿市の発展を支える地域経済にとって大変重要な産業である。観光産業の持続的な発展を図るためには、観光振興施策を積極的に展開し、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出す必要があり、これまでの取組に加え、更なる施策を進めていくことが求められる。

一方、指宿市の財政状況については、令和5年度に策定した経営改善計画に基づき財政の健全化に向けて取り組んでいるところであるが、今後の財政状況の見通しにおいては、少子高齢化や人口減少が進む社会構造の変化の中で、市税をはじめとする財源の大幅な伸びは期待できず、更には社会保障費などの増加が見込まれる。

このような限られた財源の中で、指宿市が観光振興施策を展開していくためには、財政運営において無駄を省く不断の見直しを実施することはもとより、安定的な財源を新たに確保することが必要である。新たな財源の負担のあり方としては、市民のみに負担を求めるのではなく、観光振興という行政サービスを享受している点に着目して負担を求めるという観点が重要である。

具体的には、他自治体の先行事例や法律的な制約などを考慮したうえで、安定的・継続的な確保、必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる宿泊税が適当であるとした。

なお、宿泊事業者からは、既存の入湯税徴収がある中で新たに宿泊税を徴収することに対する宿泊者への説明を懸念する意見があったことから、これらの財源の目的や用途等については、周知方法等を含め、市に十分な対応を求めるものである。